

大阪地方最低賃金審議会総会

第326回本審議会議事録

1 日 時

平成30年7月27日（金）10時00分～11時10分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）

飯島委員、表田委員、立見委員、服部委員、深井委員、水島委員

（労働者代表委員）

井尻委員、太田委員、上山委員、北畑委員、佐村委員、福西委員

（使用者代表委員）

中野委員、平岡委員、古谷委員、横田委員、吉田（博）委員、吉田（豊）委員

（事務局）

田畑労働局長、小島労働基準部長、安富賃金課長、佐渡主任賃金指導官、小松賃金指導官、青木賃金指導官、寺戸最低賃金係長

4 審議事項

（1）平成30年度地域別最低賃金額改定の目安について

（2）大阪府最低賃金の改正に係る意見について

（3）平成29年度大阪府最低賃金の答申要望に関する取り組み状況報告について

（4）その他

(開会 10時00分)

佐渡主任賃金指導官

ただいまから大阪地方最低賃金審議会第326回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴の皆様におかれましては、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員6名、労働者を代表する委員6名、使用者を代表する委員6名、計18名全員の委員のご出席によりまして、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについてご報告申し上げます。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

服部会長

皆様、おはようございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議事(1)平成30年度地域別最低賃金額改定の目安についてに入ります。

事務局より説明をお願いいたします。

安富賃金課長

それでは、平成30年度地域別最低賃金額の改定の目安について報告をさせていただきます。

今月24日、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会におきまして、今年度の引き上げの目安額が全国加重平均で26円、引き上げ率に換算して3.1%という結果で取りまとめられ、昨日26日、資料1にありますとおり、中央最低賃金審議会において答申され、決定をしたところでございます。

今年度は、最低賃金額が時給のみで示されるようになりました平成14年以降最大の目安額となっております。ランク別でいきますと、大阪が含まれますAランクが27円、Bランク26円、Cランク25円、Dランク23円とされ、全ランクで昨年の目安額を超える高い水準となっております。

以上、報告させていただきます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいまの説明について、皆様より何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

服部会長

それでは、次にまいります。

議事(2)大阪府最低賃金の改正に係る意見についてに入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

佐渡主任賃金指導官

では、ご説明させていただきます。

最低賃金法第25条第5項に基づき、本年7月4日付にて、大阪府最低賃金の改正決定に係る関係

労使の意見聴取に関する公示を行いましたところ、意見書の提出がございました。その他、最低賃金に係る要請等もございました。

この意見書及び要請書等の原本は、全て公益委員のお席の後ろに置いてございます。

これから、ご意見、ご要望を報告させていただきますが、共通の内容のものにつきましてはまとめてご報告をさせていただきます。

では、まず、労働者側からの意見でございます。

お配りしております資料9ページ、資料2-1をごらんください。

こちらは、7月19日付で全大阪労働組合総連合から大阪地方最低賃金審議会会長宛て、大阪府最低賃金額1,500円の早期実現を求める意見書の提出があったものでございます。

大阪府最低賃金審議会は、非正規労働者が4割を超え、年収200万円以下のワーキングプアが増加している大阪の実態を踏まえ、生計費に基づいた水準での議論と大幅な引き上げに踏み込む審議をすべきであるとして、大阪府最低賃金を生計費原則に基づき、早期に1,500円に到達させる視点で直ちに1,000円以上への改定額の審議を行うこと、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること、最低賃金の大幅引き上げと同時に、公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請法等の改正の実行を政府に求めるものでございます。

なお、同じ内容の意見書が大阪労連傘下108の団体から提出されております。

次に、11ページ、資料2-2、こちらは7月19日付で全国一般労働組合大阪本部から大阪府最低賃金審議会会長宛てに、中小企業労働者、非正規労働者などすべての労働者の賃金改善めざし大阪府最低賃金1,500円以上の実現を求める意見書といたしまして、大阪労連の意見書の要望3点に加えて、最低賃金を日額・月額でも設定することを求めるもので、加盟組合30団体から意見書の提出がございました。

では次に、13ページ、資料2-3でございます。

こちらは、7月19日付で大阪自治体労働組合総連合から大阪地方最低賃金審議会会長宛て、公務・民間すべての労働者が安心して生活できるように大阪府最低賃金額をただちに時給1,000円以上に引き上げ、また時給1,500円以上を目指すための徹底審議を求める意見書といたしまして、大阪では23自治体で非正規職員率が4割を超え、非常勤、嘱託、臨時といった形で配置され低賃金で働いている実態があり、官製ワーキングプアをつくり出している。このような公務職場における非正規職員の実態等を踏まえ、大阪府最低賃金をただちに時給1,000円以上に到達させ、1,500円以上を実現させる視点で改定額の審議をすることなどを求めるもので、大阪労連傘下74団体からも同じ内容の意見書が提出されております。

次に、15ページ、資料2-4でございます。

こちら、7月19日付で大阪労連堺労働組合総連合から大阪地方最低賃金審議会会長宛て、大阪府の最低賃金を大幅に上げてください 意見書といたしまして、堺労連が行った最低生計費調査の結果に基づき、月間170時間労働で計算すれば時給1,287円、始業9時から終業17時の勤務であれば月間150時間労働なので時給1,403円必要であるとして、最低賃金の抜本的な引き上げを求めるものでございます。

次に、17ページ、資料2-5、こちらは7月19日付で全国福祉保育労働組合大阪地方支部から大阪地方最低賃金審議会会長宛て、大阪府最低賃金額1,500円の早期実現を求める意見書として、大阪府内の福祉職場では不安定な非正規雇用が増大し、年収200万円のワーキングプアが多く、平

均勤続年数が5年未満の労働者が5割を超えている状況があるため、福祉職場で働く労働者が長く働き続けられるためにも、賃金の底上げにつながる時給1,000円以上を早期に実現し、生計費原則に基づく1,500円以上の到達を求めるものでございます。

次に、19ページ、資料2-6でございます。

7月19日付で生協労連大阪府連合会から大阪地方最低賃金審議会会長宛て、2018年度大阪府最低賃金の改正審議に向けた意見書という意見書の提出がございました。

全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を求める、全国どこでも、働いたら暮らせる賃金水準を早期に実現し、日本国民が安心して暮らせる社会の実現を目指すこと、この視点での議論を求める、そのためにも使用者側の利益追求のみではなく、地域経済の発展、活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議を求めるものでございます。

次に、25ページ、資料2-8でございます。

こちらは7月19日付で大阪労連パート・非常勤連絡会から大阪地方最低賃金審議会会長宛てに、人たるに値する生活を保障する水準となるよう大阪府最低賃金額1,500円の早期実現を求める意見書といたしまして、大阪府下では労働者の40%を非正規雇用労働者が占めていると同時に、大阪府の全商業の9割は中小企業であり、労働者の賃金が引き上がらないことには中小企業の売り上げは伸びず、結果として大阪府下全体の景気が低下する。また、現在のパート、アルバイトの賃金は家計扶助ではなく、もはや主たる生計であることにも鑑み、大幅な最低賃金引き上げを求めるものでございます。

その他、個人からも意見書の提出がございました。

次に、29ページ、資料3-1でございます。

こちらは7月19日付で連合大阪大阪市地域協議会から大阪地方最低賃金審議会会長宛てに、大阪府最低賃金の大幅な引き上げに向けた要請があったものでございます。

本年度第325回総会で、日本労働組合総連合会大阪府連合会からの要請書がございましたことをご紹介いたしましたが、それに引き続き、同様の内容で、新たに連合大阪傘下86団体より提出されております。

次に、31ページ、資料3-2でございます。

こちらは7月19日に受理いたしましたUAゼンセン大阪府支部から大阪地方最低賃金審議会会長宛てに、大阪府最低賃金の大幅な引き上げに向けた要請があったものでございます。2018春季生活闘争で5年連続で賃上げを獲得していることや生計費等の現状を鑑み、暮らしの底上げを図るとともに、均等待遇の法制化等の取り組みで処遇格差を是正すべきと考えており、地域別最低賃金審議会は、社会的賃金決定システムで賃金の底上げとセーフティーネットを確立する今日的役割として一層重要性を増しており、労働者の生活の安定と向上に寄与するよう、十分な機能の発揮を要請するものでございます。

次に、33ページ、資料3-3、そして、35ページ、資料3-4、こちらは、第325回総会で、全国一律時間額1000円以上の最低賃金実現を求める要請として、全大阪労働組合総連合・全国労働組合総連合取り扱いの団体及び個人署名の提出がありましたことをご紹介いたしましたが、それに引き続きまして、7月19日付で同様の内容で、新たに27団体と2,468筆の個人署名が提出されたものでございます。

次に、37ページ、資料3-5でございます。

こちらは7月26日付で日本共産党大阪府議会議員団から大阪地方最低賃金審議会会長宛て、最低賃金の大幅引き上げ等を求める要望書が提出されました。

内容といたしましては、最低賃金を時給1,000円以上に引き上げる、中小企業の社会保険料を公費負担する制度の創設など、賃金引き上げのための中小企業支援を強化するよう政府に求めるものでございます。

なお、同日、大阪労働局長へも同趣旨の要望書が提出されております。

資料のページを戻りまして、使用者側からの意見でございますが、27ページでございます。

資料2-9、こちらは7月19日付で一般社団法人大阪タクシー協会から大阪地方最低賃金審議会会長宛て、地域別最低賃金額改定に対する意見書といたしまして提出があったものでございます。

内容といたしまして、最低賃金額は平成19年から毎年大幅な引き上げが続いているが、労働集約産業であり、必要経費に占める人件費の割合が大きいタクシー業界にとってはその影響が大きく、経営を圧迫するところとなっていること、最低賃金の引き上げは、生産性が向上し、事業の賃金支払い能力に余力が生じて初めて可能になるものであることから、最低賃金の引き上げについては慎重な審議を求めるものでございます。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

小松指導官

1件、補足でご説明させていただきます。資料23ページをご覧ください。

資料2-7でございますが、7月19日付で大阪労連女性部より、最低賃金の大幅引き上げで女性の貧困の解消をということで意見書を頂戴しております。

要旨としては、生計費として、女性の貧困をなくすために、少子化解消のために最低賃金の引き上げが必要であるというところ、男女間の格差、地域間賃金格差を是正し、均等待遇の原則を実現するために最低賃金を大幅に引き上げるべきである、全国一律最低賃金制度を確立するべきである等のご意見でございます。

以上、追加のご説明でございます。よろしく申し上げます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいま、お手元の資料にございます趣旨の部分を丁寧にご説明いただきました。

説明に対して何かご意見等ございますでしょうか。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

服部会長

それでは、ご意見がないようですので、前に進めさせていただきます。

それでは、ただいまから大阪府最低賃金の改正について、直接、意見聴取を行います。

7月4日の第325回総会において、労働者側の意見陳述につきましては労働者を代表する委員にご選任いただきました3名の方に陳述いただき、意見聴取を行うことを決議しております。

それでは、3名の方からご意見をお聞きすることといたします。

発言時間はお一人10分の範囲でということにさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

意見聴取につきましては、事務局で進行をお願いいたします。

佐渡主任賃金指導官

承知いたしました。

では、まず、労働者側陳述人A様をお願いいたします。どうぞこちらのほうをお願いいたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

A 陳述人

おはようございます。イオン鴻池店に勤めておりますAと申します。

本日は審議会でお話しさせていただき、ありがとうございます。

大阪の最低賃金が909円なので、お店の採用時給は909円ですが、私は賃金改定を重ね、現在、時給920円で働いております。勤務時間は12時から18時、うち、休憩時間が1時間ございます。月86時間勤務しています。17時から18時の1時間のみ1000円の加給がつきますが、月のお給料は7万7,000円程度で、そこから所得税を引かれると手取りは7万4,000円です。

昨日、最低賃金の目安が示され、全国平均で26円、大阪は27円となっています。しかし、909円に27円足しても936円です。2,000時間働いても187万円で、ワーキングプアを脱出することはできません。先進国の中では極めて低い水準で、格差が拡大していると聞きます。

また、大阪府内のハローワークや求人広告を見ると、909円以上と記載しているのもあります。ほとんどは1,000円ぐらいで募集されているのが現状です。だったら、職を変えて異動したらいいのではと言われてます。しかし、今の職場で一定のスキルを身につけ、段取りもわかってきています。仲間もできて大切にしたいと思っております。私たちのような非正規労働者は全国で2,000万人を超え、4割弱の方がおられます。女性だけで見れば、約5割強の方が非正規労働者になっております。従来、パートタイム労働者は家計の補助的な働き方でありましたが、社会環境や労働市場の変化で、今では所帯主として頑張っておられる方が多くいらっしゃいます。また、私の周りでも、ダブルワークやトリプルワークをして何とかしのいでいる人もたくさんいらっしゃいます。先のことは考える余裕もありません。毎年、平均寿命が延び、非正規労働ではいつまで健康で働けるかわからず、今後のことを考えると不安でしかありません。正社員の方でも、60歳で定年した後、約30年の生活保障が必要となります。今後のために少しでも蓄えておきたいですが、毎月の生活もぎりぎりであり、とても貯蓄に回す余裕はございません。

企業では、女性が活躍できるようになってきて正社員への登用制度もありますが、自分自身の体力なども考えると、そこにチャレンジしたくても現実には厳しいものがあります。時間給のまま働き続けても、安心して生活できるようになることを切に希望いたします。最低賃金は、私たち働く者にとってのセーフティーネットであります。

改めて最低賃金法の目的を見てみましたら、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」と書かれています。

私たち世代や若い人たちも含め、全ての働く人たちは、安心して働きたい、安心して暮らしたいのです。自分のためでなく、家族や会社のため、社会のためにと頑張っていると思います。一生懸命働く者が少しでも報われるよう、そして、早期に誰でも最低限の生活ができる水準時給1,000円にしていきたいと思っています。そのために目安を上回る最低賃金の大幅な引き上げをよろしくお願いいたします。

これで私からの意見陳述を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

佐渡主任賃金指導官

ありがとうございました。

次に労働者側陳述人のB様をお願いいたします。

参考資料が提出されておりますので、お手元に配布しております。

B様、よろしくお願いいたします。

B 陳述人

おはようございます。大阪府の公立小学校で講師をしています大阪労連パート・非常勤部会会長のBです。

きょうは、私が体験した最低賃金で1カ月間生活して見えてきたことについて、お話をさせていただきます。

大阪の最低賃金は909円、それをもとに、そこから税金や年金、家賃など一般的な必要経費を引いて残りの額12万6,426円で1カ月間生活しました。最初のうちは、職場や親戚のつき合いで出ていくお金に対して、しょうがない、こういうお金も必要だし、あしたから節約すれば大丈夫、12万あれば何とか食べていけるでしょうと思っていましたが、その考えが甘いということにすぐに気づかされました。水道代や光熱費はもちろんですが、少しずつですが普段目に見えていない出費がこんなにあるのかと改めて痛感しました。例えば地域の自治会費、それから、組合費、職場での親睦会費など何かを買ったわけではない出費のため、普段は余り気にとめていなかったお金です。半月を過ぎるころには、残金とあとの日にちを考えると、毎日食べていくだけで大変なことがわかりました。

そんな中、給湯器が壊れてしまって、お風呂に入ることができなくなりました。近くにあったはずの銭湯はもう潰れていて、結局何々温泉といういわゆるスーパー銭湯しかなくて、回数券を買っても1回650円を支払わないといけなくなりました。もうこれで私の最低賃金生活は終わったなと思いました。買い物に行ったときに100円以下のものしか買わないようにしているのに、風呂代に650円はちょっと余りにもきつ過ぎます。給湯器の交換の見積りを出してもらおうと31万円。どこから出せばよいのでしょうか。貯金。貯金などできたとしても、最低賃金生活だと10年以上はかかります。

その間、病院にも思うように行けませんでした。少しの風邪や腹痛なら寝て治す。まして、楽しみのために使えるお金は全くありません。ちょっとした飲み会、食事会に誘われても断るしかありません。映画や服や靴を買う、そういった楽しみのためにお金を使うことは全くありません。化粧品は今あるものを使い切るだけで、買い足すことはできません。USJなんて考えられません。旅行なんて

夢のまた夢です。行くのは、山菜を採りに山へ行ったり、親戚の畑に野菜をもらいに行ったりです。おしゃれや娯楽にお金を使うことは本当にぜいたくなことなんだなと思いました。

私は音楽を趣味にしていますので、ピアノを弾いたり、合唱したりしています。たまには先生についてレッスンを受けたいと思っていますが、この金額の中ではそんな余裕はありません。ましてコンサートやライブに行くということも控えないといけません。楽しみは家でテレビを見るだけです。西郷どんがおもしろくてよかったなと言いたいところですが、NHKは受信料がかかります。私は1カ月間だけの体験でしたから、NHKも見ることではできましたが、本当にこの生活ではテレビを持つこともできないと思いました。

朝起きてまず思うことは、今日は何食べよう、です。食事メニューは、朝は食パンとコーヒー、食パンも賞味期限ぎりぎりの安くなったものを買います。野菜はモヤシがベースです。タンパク質はたまに豚肉、タイのあら、とにかくスーパーで買うものは全て値段の下がったもの、それを二、三日に分けて食べるので、常に賞味期限の切れたものを食べることになります。そして、ただで手に入るもの、先ほども言いましたが、山で採れた山菜の煮物、果物や野菜は親戚の農園から市場に出せなくなったものをもらう。食卓に並ぶものは御飯と一品です。たまに豆腐とみそ汁ぐらいがつきます。1カ月だから耐えられましたが、それでも明らかに健康な状態を保つことは難しかったです。たんぱく質が足りないので、髪の毛はぼさぼさになります。そして、爪も艶がなくなり、ぼろぼろになります。目に見えるところだけでも、そんな状態です。たんぱく質だけでなく、カルシウムやビタミンも不足でしょうから、体の中も相当ダメージを受けたことと思います。

それに、お金がない、どうしようというストレス、やりたいことが何一つできない、つき合いを断らないといけない、お願いだから誰も死なないで、誰も結婚しないで、赤ちゃんを産まないで、突然の出費があると本当にもうお手上げです。我が家は大人だけの生活でしたし、日常と違う生活と限られた1カ月間だけという終わりが見えていましたが、苦しい中にも笑いがありました。でも、実際、その金額でその生活がずっと続くと思うと、生きていくのがやっとというだけでは済まないと思いました。明らかに体を壊します。そして、明らかに寿命を縮めます。

その生活の中に子供がいることを想像してみてください。子供の貧困と言われることはよくご存じだと思います。その中身のどういったことをご存じですか。鉛筆や消しゴム、絵の具セット、体操服などの必要なものが揃わない、給食費や学級費が払えない、遠足のお弁当が持ってこられない、そういったことを想像されるでしょう。でも、学校現場ではそこが問題ではないのです。

貧困の連鎖、それもよく聞いておられますよね。親が低所得だとどうなりますか。塾に通わせるお金がない、だから、勉強ができない。勉強に必要なものを買って与えてやらない。だから、勉強できなくなる、そんなことだけではありません。

最低賃金生活をしてわかったことですが、朝起きて考えることは、今日、何食べようです。子供の勉強のことなど考える余裕がないのです。何を食べさせてやろうです。ダブルワーク、トリプルワークで親が家にいない子供は、生活のリズムがつかないので、朝が起きられないのです。親のことが心配で、夜しっかり眠っていないのです。朝御飯も食べてきません。そんな状態で学校に来て、勉強できますか。体も頭も目覚めていないのでぼうっとしています。その時点でもう学力の低下です。子供の貧困というのは、子供のやる気が育たないから問題なんです。それは自分ではどうしようもできないことです。

国語の本読みの宿題が出ます。誰もいない家で読むんですよ。九九の宿題、きょうは2の段を覚え

てきなさい。一生懸命唱えても聞いてくれて褒めてくれる親がない。そこでやる気が起こらない。宿題をしないまま学校へ行っても、またやる気が出ない。学力低下、悪の連鎖です。その子が悪いのですか。親が悪いのですか、親も必死です。繰り下がり引き算ができないまま、九九を全部覚えて言えないまま、中学校に進学していく子供がいます。そんな現状全てが子供の貧困と私は考えます。だからこそ、最低賃金の引き上げが必要なんです。日本の未来がかかっています。大げさではないですよ。子供を社会が壊すようなことではだめなんです。貧困という言葉がこの国からなくなることを望みます。一番に、子供という言葉と貧困という言葉がくっついて言われるような社会をつくらないでいただきたいです。

以上で、私の発言を終わらせていただきます。ありがとうございました。

佐渡主任賃金指導官

次に、労働者側陳述人のC様をお願いいたします。

C様からも参考資料が提出されておりますので、お手元に配布しております。

それでは、よろしくをお願いいたします。

C 陳述人

おはようございます。Cと申します。

現在、私の時給は大阪府の地域別最低賃金909円と同額になっていますので、この審議会で話をさせていただくことが私の使命だと感じ、本日はこのような機会を与えてくださり、感謝しております。

私は現在、個人経営の税理士事務所で働いています。仕事の内容は、主に税理士事務補助です。フルタイム勤務で、平日の所定労働時間は1日7時間、土曜日の所定労働時間は1日5時間、土曜勤務は年間14日、平成30年の所定労働時間合計は1,778時間です。1,778時間を時給909円でかけると、161万6,202円、夏冬の一時金は寸志それぞれ3,000円、5,000円予定とのことで、通勤費を除いた税金、社会保険料控除前の予定収入は162万4,202円です。残業はありません。何とか給与を上げてもらおうと労働組合を通じて交渉してきましたが、全く進展しませんでした。そのため今のところ、最低賃金そのまま私の時給になっている状態です。

別紙資料1をご参照ください。

給与収入は平成30年の全所定労働時間分の給与を得られたものとして試算しています。13万5,350円は年額の162万4,202円（寸志年間8,000円を含む）を12カ月で割った、今の私の1カ月当たりの平均的な賃金です。通勤、交通費は別です。

しかし、先日の大阪北部地震で鉄道が不通になり、半日以上遅刻した時間分は給料が支給されていませんし、時間単位の有給休暇はないため、遅刻、早退をした時間分は半日、または1日の年次有給休暇を使わなければ無給となり、既に上記162万4,202円より低い金額になっております。

資料1の2に記載しております国民健康保険料（介護保険料含む）は、近畿税理士国民健康保険組合の該当組合員の保険料のうち、2分の1の金額です。所属税理士事務所では、健康保険料は労使折半となっています。

資料1の2の所得税、市府民税、社会保険料の小計、1カ月当たり3万766円を差し引いた後の金額は、1カ月当たり10万4,585円になります。これは生活保護の金額より低い額ではないで

しょうか。もし、そうなら、所定労働時間フルタイム働いて、生活保護の金額より実質的に低い給与というのはおかしいのではないのでしょうか。

資料1の4の消費支出1カ月当たり16万1,280円は、別紙資料3、政府統計の総合窓口、家計調査/家計収支編 単身世帯 詳細結果表（公開（更新）日：2018年2月16日）（総務省統計局）第3表 都市階級・地方別1世帯当たり1カ月間の収入と支出（単身世帯のうち勤労者世帯）、2017年の近畿地方の消費支出と同額です。資料1の4の内訳金額については、金額を変えましたので同一ではありません。

なお、資料3の統計につきまして、インターネットに掲載されているオリジナルは、4ページに及びます。今回は紙面の関係上、中国、四国及び九州、沖縄は省いております。また、例えば食料欄には、穀類、魚介類、肉類などというふうに内訳も掲載されておりますが、詳細な内訳も省かせていただいております。

消費支出が1カ月当たり16万1,280円で、ほかに生命保険料プラス医療保険料、1カ月当たり合計1万円を支出した場合、月のマイナスが6万6,696円になります。これを1カ月当たりの私の平均所定労働時間148時間で割ると、時給に換算して451円となります。1カ月当たり16万1,280円消費支出プラス1万円、生命保険プラス医療保険を確保しようとする、私の例では時給約1,400円必要ということになります。ちなみに、この1,400円には預貯金が含まれておりません。

次に、資料2をご参照ください。

ちなみに、時給1,400円の場合、同様に概算で試算すると、通勤費を除いた税金、社会保険料控除前の予定収入は249万7,200円で、これを12カ月で割ると20万8,100円になります。時給1,400円の場合、所得税、市府民税、雇用保険料の金額がふえますので、所得税、市府民税、雇用保険料、健康保険料、国民年金保険料の合計額労働者負担分は、1カ月当たりの平均が3万8,419円になります。資料1の4の単身で生活する場合の消費支出プラス生命保険料プラス医療保険の1カ月当たりの金額17万1,280円を同一にすると、時給1,400円でも1カ月当たり約1,600円の赤字が出ます。

なお、現在加入している私の社会保険は、雇用保険、国民健康保険（介護保険を含む）、国民年金ですが、全国健康保険協会の健康保険と厚生年金保険の場合に置きかえると、私の現在の時給909円の場合では、社会保険料の負担が下がりますが、時給1,400円の場合は逆に社会保険料の負担が上がります。

私は現在、両親と同居していますので、何とか生活できていますが、キャリアアップするために専門学校等の学費等を捻出するのは厳しい状態です。もし、今後、自分で家を借りて単身で生活することになれば、前述の資料1の試算のように、毎月赤字が出ます。退職金もありませんし、今は厚生年金にも加入していませんので、将来の公的年金も金額が少なく、不安です。また、老後は成年後見制度を利用すると、通常別途費用がかかりますし、単身世帯は何かにつけて1人当たりの消費支出がかさみます。また、現在、子育て中のひとり親世帯で、最低賃金に近い給与で働いている人は殊のほか厳しい状況だと想像します。

新聞報道によると、今日25日、厚生労働省の中央最低賃金審議会で、2018年度の最低賃金を全国平均で26円引き上げ、最低賃金の全国平均は874円とする目安が決まりました。最低賃金引き上げ額の大阪府の目安は27円とのこと。最低賃金を決めるに当たっては、いろいろなことを

考えなければならないと思いますし、最低賃金を一度に大幅に上げるのは難しいと思いますが、きょう、お集まりの皆様にはぜひ、最低賃金で働いている者の気持ちを真剣に受けとめていただきたいと思います。私の生活、目標、老後の資金もかかっています。25日に発表された2018年度の最低賃金の引き上げの目安金額より、できるだけ多く引き上げられることを望みます。

以上です。ありがとうございました。

佐渡主任賃金指導官

ありがとうございました。

意見陳述は以上でございます。

それでは、会長、よろしく申し上げます。

服部会長

ただいま3人の方からご意見をお聞きいたしました。陳述をいただきました内容について、何かご質問はございませんでしょうか。

(な し)

服部会長

それでは、ご質問はないようですので、大阪府最低賃金専門部会の委員の皆様におかれましては、ただいまの意見についても十分にご留意の上、審議をしていただくようお願いをいたします。

なお、地域専門部会は、効率的な審議を行うため、目安が出る前から調査審議を始めるという了解事項によりまして、7月25日に第1回目を開催しております。その中で、今年度の地域専門部会については、大阪府最低賃金専門部会運営規程の規定のとおり、会議及び議事録は非公開並びに議事要旨のみ公開することとなり、審議が進められております。

今後の地域専門部会の日程については、事務局より説明をお願いいたします。

佐渡主任賃金指導官

では、今後の日程につきましてご説明させていただきます。

資料の39ページ、こちらにございます資料4をご覧ください。

地域専門部会の欄でございます。中ほどのところから、地域専門部会につきまして、第2回目を7月30日月曜日午前10時30分、第3回目を7月31日火曜日午前10時、第4回目を8月1日水曜日午後2時、第5回目を8月2日木曜日午前9時に開催する予定にしております。

事務局といたしましては、大阪府最低賃金の早期発効のためには、8月3日午後3時に開催を予定しております第327回総会までにはご答申をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいまの日程の説明について、何かご質問等はございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

ありがとうございました。

なお、意見陳述者並びに随行の方でご退席なさる方は、ここでご退席をいただいて結構でございます。よろしいですか。

それでは、議事（３）に入らせていただきます。

議事（３）平成２９年度大阪府最低賃金の答申要望に関する取り組み状況報告についてに入ります。事務局より説明をお願いいたします。

安富賃金課長

それでは、事務局から、昨年８月３日付で大阪府最低賃金の答申の折にご要望をいただきました附帯事項につきまして、行政の取り組み状況をご報告申し上げたいと思います。

本日の資料４１ページ、資料ナンバー５でございますけれども、そちらのほうをごらんいただけますでしょうか。

まず、附帯事項でございますけれども、資料ナンバー５の１ページ目に書かれております５項目ございますが、これら５項目に対しまして、行政が取り組みました状況を報告したいと思います。

まず、第１項目めの周知と履行確保でございます。周知広報はできるだけ多くの大阪府民に知ってもらうということを目的としまして、大阪府内の全ての市町村の広報紙への掲載ですとか、広告効果の高いケーブルテレビへの出演、あるいは鉄道の主要駅へのポスターの掲示、公共施設の電光掲示板の活用等により、広く周知を行ったところでございます。

ほか、資料５の２ページの上段にあります①から③、大阪独自のリーフレットというものを作成し、あらゆる機会を活用して周知、広報に取り組んできました。中でも③の近畿２府４県のリーフレットは、各近畿２府４県の労働局の最低賃金が書かれてあるリーフレットでございますけれども、多店舗展開する企業ですとか、派遣労働を行う事業者あるいは労働者に有益なものとして、作成、配布いたしました。

次に、履行確保でございますけれども、今年も１月から３月にかけて、集中的に最低賃金の監督、指導に取り組んだところでございます。特に今年は事前に広く告知、広報をすることによって、事業者の遵法意識の啓発に努めたところでございます。

また、２ページ後段の最低賃金監督件数の推移にありますとおり、ことしは８４８件と過去最大の件数の監督指導を実施し、履行確保の強化に努めているところでございます。

次に、他機関との連携による周知、広報でございます。３ページ前段に写真と協定書を添付しておりますが、大阪府といわゆるブラック企業の撲滅に向けた共同宣言を行いまして、いわゆるブラック企業にならないための労働関係法令の基礎知識を双方連携して広く社会に向けて発信することを宣言し、現在、取り組んでいるところでございます。

周知につきましては、先ほど申しました最低賃金の監督指導時に行いました聞き取り調査では、ほとんどの事業主が適用されている最低賃金を知っているという結果が出ましたので、一定の周知が図

られているものとして、引き続き積極的な周知に取り組みたいと思っております。

一方、最低賃金の監督指導の結果でございますけれども、前年同様、一定数の違反事業所が存在しておりますので、引き続き履行確保のための監督指導を徹底することとしております。

次に、3ページ後段になりますけれども、附帯事項2項目めの中小企業等への支援措置の周知と利活用の促進でございます。

まず、ことしの4月に開所いたしました大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター、これについて説明をさせていただきます。

このセンターは、働き方改革の実現に向けて、昨年度までありました最低賃金総合相談支援センターの機能を拡充、発展する拠点として、内容としましては36協定の締結支援ですとか、就業規則の作成支援、賃金規定の見直し等、事業者にとって必要な情報やノウハウを提供して、中小企業等からの求めに応じた相談の支援を行うものでございます。今後、できるだけ知名度を上昇させ、利活用の促進を図っていきたいと思っておりますのでございます。

そして次に、労働基準監督署内に設置いたしました労働時間相談・支援コーナーによる周知と利活用の促進について説明させていただきます。

労働基準監督署では、このコーナーでの相談対応に加えまして、相談対応以外に各種団体を通じたセミナーの開催による周知も行っておりますのでございます。

続きまして、かねてより一部の金融機関とはいろんな連携を図っているところでございますけれども、今回、行員向け、金融機関の職員向けの説明会というのをさせていただきます。これによって、金融機関の顧客、取引先への周知を期待しているところでございます。

また、近畿経済産業局及び大阪府には、それぞれメールマガジンの活用をさせていただいたところでございます。

また、「稼ぐ力」応援チームプロジェクトでは、収益力向上セミナーでよろず支援拠点とも連携して、中小企業等の賃金支援策について説明をさせていただいております。

賃金引き上げのための助成金につきましては、さまざまなツールですとか、メディアを通じて一定の周知を図っているところでございますが、助成金利用の伸び率というのはそう高くなっていないというのが現状でございます。助成金については、情報提供するだけではなく、その利活用方法についての周知、支援も求められているところでございます。このため、今年度は、支給条件や助成額が改定され、助成金がより使いやすいものとなっていることに加えまして、先ほど申しました大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターですとか、労働基準監督署の労働時間相談・支援コーナーを新たに設置しましたことから、これらセンター、コーナーでの取り次ぎというのを積極的に推進し、より利用しやすい環境整備に努めることとしております。

次に、5ページ後段になりますけれども、附帯事項3項目めの行政機関が行う発注、契約時の配慮要請でございます。

労働局及び労働基準監督署では、毎年、建設工事関係の発注者を招集しまして、工期ですとか安全対策など発注条件の適正化を発注者に対して要請する会議というのを開催しております。今回はその会議で、発注者に対しまして、請負人の労働者の賃金に関しても最低賃金違反とならないよう配慮をいただくというような要請をしたところでございます。

次に、関係行政機関への要請と連携でございます。まず、大阪府へは、昨年、公共調達に係る研修会に参加をさせていただいて、出席されました大阪府内の各市町村の契約担当の部署の担当者に

対しまして、発注時の最低賃金に係る配慮に関して説明と要請をさせていただいております。

さらに、大阪府と大阪市の契約担当部署とは日ごろから連携を図りまして、公共調達の落札者に配布する契約図書、この中に最低賃金を含みます労働関係法制度を周知する資料というのを入れさせていただいております。

中でも、大阪市の契約担当部署と、7ページの前段に写真等ございますように、最低賃金にかかわる情報の提供に関する協定を締結いたしまして、大阪市から受注した業者の最低賃金の履行状況につきまして、相互監視をするということとしております。

これら取り組んでおりますけれども、大阪府、大阪市以外の市町村にアンケート調査というものを実施しました結果、まだまだ約3分の2の市町村が契約、発注時に最低賃金の配慮を十分にしていないういいますか、低調でありましたので、大阪府、大阪市以外の市町村に対しまして積極的な働きかけを今後行うこととさせていただいております。

最後になりますけれども、7ページの附帯事項4項目め、不公正な商取引による賃金支払能力の低下防止でございます。

労働基準監督署では、監督指導の結果、最低賃金違反が認められ、その違反の背景に下請法ですとか、独占禁止法違反が疑われた場合は、所轄官庁に、下請事業者の同意を得て通報する制度を運用しているところでございます。通報を希望しない下請事業者に対しましては、パンフレットを交付の上、相談窓口の教示を徹底しているところでございます。

これら所轄官庁や関係省庁との連携を円滑に実施しており、今後も引き続き商取引が下請事業者等の賃金支払いの妨げにならないよう、協力して取り組んでいきたいと思っております。

以上、4項目の取り組みに関しまして検証を行い、本総会において報告させていただきました。これらの取り組みにつきましては、積極的に今後も取り組むこととしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からの報告は以上でございます。

服部会長

報告、ご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何か質問はございますでしょうか。よろしいですか。

平岡委員、ご発言ください。

平岡委員

施策の周知や支援策の利活用促進に関しまして、大阪府、市や関係団体と連携して、工夫を凝らした取り組みに種々取り組んでいただいたかと思っております。

また、検証に向けたアンケート調査や、各種資料の作成等々ご対応いただきましてありがとうございます。

検証の結果、記載いただいているような幾つかの課題が出てきたかと思っておりますので、今後、これらの課題の改善を目指して、さらなる対応の強化をお願いしたいと思っております。そうした形でPDCAを回していくことが、昨年の附帯事項の重要な点のひとつかなと思っておりますので、改めてお願いしたいと思います。

服部会長

ありがとうございます。

ただいまのご説明に対する評価とコメントを頂戴した次第でございます。また、今後のご要望等もお示しをいただいたかと存じます。

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

それでは、これでご説明に関連しては区切りとさせていただきます。

それでは、続きまして、議事（４）その他に入ります。

その他でございますので、労働者代表、何かございますでしょうか。

どうぞ、井尻委員、ご発言ください。

井尻委員

議事の２のところの最低賃金の改正に係る件についてというところで申し上げたほうがよかったかもわかりませんが、審議に臨むに当たってということで、一言だけ申し上げさせていただきたいというふうに思います。

昨日、中賃の審議会で答申がなされて、先ほど皆さんに意見陳述いただきましたように、全国平均で２６円、Ａランクの大阪については２７円という形が示されました。時間額表示になって過去最高の水準が示されたわけでございますが、大阪については、前回の総会でも申し上げましたように、インバウンド需要に支えられているということで、労働市場においても消費面においても拡大だということで、これまでの最低賃金審議会の中でも好環境にあるのかなと認識をしております。

本日の資料の中には入っておりませんが、中賃の資料の中を見ますと、パートタイム労働者の１求人票当たりの募集賃金の下限額ということで、１，０２６円という数字が示されております。これが現在の外部労働市場における取引だと思っております。今９０９円でございますので、正直、限られた時間の中で一足飛びに改善できるとは思っておりませんけれども、公益見解に示されていますように、今回働き方改革関連法案が成立した中において、実行計画の中で重要な目標とされています非正規労働者の処遇改善ということについて、社会的に求められていることを特に重視する、何度も申し上げますが、特に重視するという見解が示されたということについては、極めて重みがあるのではないかと思っております。

私たち自身は、全ての働く者の処遇改善に向けて、限られた時間ではございますが、先ほどのいただいた意見を真摯に受けとめて審議に臨みたいということだけ、労働側として最後に申し上げさせていただきます。

以上です。

服部会長

ありがとうございました。

それでは、使用者を代表する委員からも何かございましたらお願い致します。よろしいでしょうか。

(な し)

服部会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまそれぞれの委員からコメントがございました。そのご発言を踏まえて、本年度の審議に進んでいきたいと存じます。

それでは、次回の日程について、事務局よりご説明お願いいたします。

佐渡主任賃金指導官

ご説明いたします。

次回の総会は、大阪府最低賃金専門部会の審議状況にもよりますが、8月3日金曜日午後3時から予定しておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

それでは、労働者を代表する委員、何かございますか。よろしいでしょうか。

使用者を代表する委員、何かございますか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

ありがとうございます。

それでは、次回の総会は大阪府最低賃金専門部会での審議状況にもよりますが、8月3日金曜日午後3時からを予定しております。委員の皆様方におかれましては、どうぞよろしくをお願いいたします。

なお、本日の会議の議事録の署名につきましては、私のほか、労働者を代表する委員は井尻委員、使用者を代表する委員は平岡委員に署名をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、事務局より何かございますでしょうか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。お疲れさまでございました。

(閉会 11時10分)